

令和2年
第9回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和2年9月28日（月）午後1時55分～

2. 場 所 南九州市頬娃文化会館（大会議室）

3. 出席委員（16人）

会長	1番	松村 孝徳
会長職務代理	2番	永山 明美
委員	3番	福元 三徳
	6番	吉崎 久男
	9番	桜山 俊孝
12番	本木下 裕一	
15番	池田 慎	
18番	雪丸 泰親	
	13番	宮原 俊郎
	16番	下之門 信洋
	19番	大隣 初美
	5番	桑代 純一
	7番	六反田 達郎
	14番	月野 貴大
	17番	東垂水美智子

4. 欠席委員（3人） 8番 松園 勝郎, 10番 東垂水 勝秀, 11番 今市 範男

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 閉議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第58号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第6 議案第59号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第7 議案第60号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第8 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 蔵元 善兼 係員 中村 信介, 松村 建夫

農地係長 福永 正司 係員 西野 政則, 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後 1 時 55 分

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。今市委員、東垂水勝秀委員、松蔭委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 16 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 2 年第 9 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 63 ページを御覧いただきたいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 (諸般報告を行う。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、9 番 梶山委員、12 番 本木下委員を指名し、会議

書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

- 議 長　　日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日9月28日の1日間としたいと思いますが、
御異議ございませんか。
- 委 員　　「異議なし」の声あり
- 議 長　　異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。
- 議 長　　続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求め
ます。
- 農地係長　先ず、資料の差替えをお願いします。お手元の薄い綴りです。3~4ページ、7~8
ページ、13~20ページになります。下線を引いたところが変更箇所になります。
それでは、議案審議に係る通知事案について説明いたします。
先ず、3ページから4ページになります。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が10件ございました。
賃貸人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 相続人代表〇〇〇〇さん、賃借人は、
鹿児島市の〇〇〇〇さん 他です。
貸人主導によるもの6件、借人主導によるもの4件となっております。地目の内訳
は、畑11筆 24,797m²、原野1筆 2,246m²の合計12筆 27,043m²で、全て穎娃
地域です。
続きまして7ページから20ページになります。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が62件ございました。
賃貸人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他です。
貸人主導によるもの13件、借人主導によるもの49件となっております。地目の内
訳は、田31筆 31,044m²、畑117筆 177,427m²の合計148筆 208,471m²で、
穎娃地域26件、知覧地域24件、川辺地域12件です。
なお、各ページ一番右側備考欄に記載があります筆がのちほど審議いただきます議
案審議に関する合意解約案件でございます。
説明を終わります。
- 議 長　　只今の事案について、質疑はありませんか。

本木下委員 確認ですが、資料 18 ページ〇〇番〇〇〇〇さんは、過去、耕作放棄地の解消事業を入れた方ですが、今回、この 4 筆はその圃場ではないでしょうか。

農地係長 そこまでは確認できておりませんので、のちほど、報告させて頂きます。

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。
事務局に説明を求めます。

農政係長 9月分の報告の前に、8月分の再認定者で、現状面積と比較して目標面積が減っている認定者がいるので、内容に間違いがないか確認の依頼が委員からありました。

農政課に確認したところ、経営内容の見直しに伴う目標面積の縮小で再認定されていました。従いまして、資料に間違いがなかったことを報告いたします。

次に、9月分の報告を致します。資料は22ページから26ページで、今回は、新規認定3件、再認定11件であります。一覧表は23ページ、新規認定個別表は、24ページになります。

まず、整理番号1、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、甘藷80a、キャベツ200aの経営を行っていますが、今後は、農地集積と規模拡大により経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、青色申告を目指すとともに、各種研修会へ参加することで栽培技術の向上や経営管理を徹底し、併せて制度資金を活用し農業機械の更新を行いたい考えです。

次に、整理番号2、穎娃町○○の○○○○さん・○○○○さんです。○○○○さんは○○○○さんの娘婿になります。現在、甘藷1,500a、キャベツ400aの経営を行っていますが、今後は、規模拡大により経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農地の連担化を進め、また、各種研修会

へ参加することで栽培技術の向上や経営管理を徹底し、併せて制度資金を活用し農業機械等の更新を行いたい考えです。

次に、整理番号3、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、きくらげ2a、水稻85aの経営を行っていますが、今後は、水稻などの規模拡大により経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、各種研修会へ参加することで栽培技術の向上や経営管理を徹底し、併せて制度資金を活用し農業機械等の更新を行いたい考えです。

なお、再認定11件の個別表は、資料の25ページからになりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長　　只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議長　　質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長　　これより審議に入ります。まず、日程第5　議案第58号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長　それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請について説明いたします。28, 29ページになります。

今回の申請は所有権移転11件でございます。譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他の申請です。

地目の内訳は、田4筆 3,200m²、畑11筆 12,867m²の合計15筆 16,067m²で、理由につきましては、規模拡大7件、受贈2件、自作地相互の交換2件であります。

取引価格につきましては、10aあたり61,000円から70万円で、地域別では、穎娃地域6件、知覧地域2件、川辺地域3件でございます。

なお、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、30ページから35ページの調査書、営農計画書のとおりであります。すべての案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

説明を終わります。

議長　　只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 58 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

農地係長 日程第 6 の審議に入る前に御報告いたします。56 ヶの審議番号 2 番につきましては、内容について見直しが必要になったため、申請当事者から 9 月 25 日付けで取下げ書が提出されましたので、本日の審議案件から削除させていただきます。

議 長 次に、日程第 6 議案第 59 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から御報告をお願いします。まず、本木下委員お願いします。

本木下委員 報告いたします。審議番号 1 番です。資料の 39 ヶから 42 ヶになります。
譲受人は、穎娃町○○の○○○○、譲渡人は、穎娃町○○の○○○○さん
他 1 名です。

申請地は、穎娃町○○○○番 他 3 畝、畝 5,676 m²で、○○○自治会の西側に位置します。

申請人は、製茶業を営む法人であり、茶の生産・加工に伴う経営基盤強化を図るため、申請地を譲り受け、隣接する原野 1 畝と一体で補助事業により製茶工場を建設しようとするものです。

申請地及び一体的に利用する原野の北側は畑、山林に、東側は河川、宅地に、南側は畑に、西側は道路、畑に接しています。

土砂流出、雨水、汚水排水、日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れないと判断しました。

議 長 次に、池田委員お願いします。

池田委員 報告いたします。審議番号2番です。資料の43ページから45ページになります。譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、穎娃町〇〇〇〇番〇、畠500m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に実家住まいであり、実家が手狭であることから、申請地を祖父から譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は宅地に、東側は道路に、南側、西側は畠に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議長 次に、月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。審議番号3番です。資料の46ページから48ページになります。譲受人は、知覧町郡の〇〇〇〇〇、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番 他3筆、畠1,195m²で、〇〇〇自治会に位置します。

〇が寄附申出を受けた申請地について、当該地域に駐車場が不足していることから、駐車場を整備し、緊急の際は地域の避難所等としても活用しようとするものです。

申請地の北側は畠に、東側は宅地に、南側、西側は道路に接しています。

土砂流出、雨水、日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議長 次に、東垂水美智子委員お願いします。

東垂水

(美) 委員 報告いたします。審議番号4番です。資料の49ページから51ページになります。譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番、畠690m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を父から譲り受けて、農家住宅、農業用倉庫、車庫を建築しようとするものです。

申請地の北側、西側は道路に、東側、南側は宅地に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議 長 次に、宮原委員お願いします。

宮原委員 報告いたします。審議番号5番です。資料の52頁から55頁になります。譲受人は、鹿児島市の 有限会社〇〇〇〇、譲渡人は、神奈川県〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番、畠2,185m²で、〇〇〇自治会の西側に位置します。

申請人は、鹿児島市及び本市で農業、農業用資材の仕入れ、販売を営む法人であり、知覧地域での規模拡大を図るため、申請地を譲り受けて、ネギ、ゴボウ、大根等の選別、包装を行う農産物集出荷場を建築し、併せて農業用資材である発酵飼料置場を整備しようとするものです。

申請地の北側は山林に、東側、西側は畠に、南側は道路に接しています。土砂流出、雨水、汚水排水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議 長 次に、使用貸借権設定について、宮原委員お願いします。

宮原委員 報告いたします。審議番号1番です。資料の57頁から59頁になります。借人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畠1,439m²のうち585m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を父から借り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は山林に、東側、西側は宅地に、南側は道路に接しています。土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性につきましては、申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の立地基準につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、本年8月11日付けで農業用施設用地へ

の用途区分変更の認可がなされており、転用目的が製茶工場の建設であることから、農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

審議番号2番及び4番につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号3番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

審議番号5番につきましては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある第1種農地であり、転用目的が農産物集出荷場及び発酵飼料置場の整備であることから、第1種農地の不許可の例外である『農業用施設等』に区分されます。

審議番号1番及び5番につきましては、それぞれ農用地区域内農地、第1種農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会へ意見聴取となります。

続きまして、5条申請使用貸借権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては、先程の5条申請所有権移転と同様に申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、審議番号1番につきましては、申請面積が一般住宅の目安である概ね500m²を超えていましたが、住宅を奥に建築することから、手前の道路から通路を開設する必要があり通路部分を除くと有効面積が499m²となる旨の理由書が添付されています。

審議番号1番の立地基準につきましては、住宅地等が連担している区域に近接し、農地の規模が概ね10ha未満の区域内にある農地であることから、第2種農地の『市街地近接農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

補足説明を終わります。

議長　　只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第59号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

は、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。

よって議案第 59 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 7 議案第 60 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

なお、資料の空欄につきましては、直近上位の欄と同じ内容になりますので、多少見にくいですが、よろしくお願ひします。

資料別冊の 3 ページを御覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は、穎娃町○○の○○○○○さん、譲受人は、穎娃町○○の○○○○○さん 他 2 件です。

田 1 筆 890 m²、畑 4 筆 10,885 m² の合計 5 筆 11,775 m² で、理由につきましては、規模拡大 2 件、受贈 1 件です。

取引価格につきましては、10aあたり 369,000 円から 698,000 円で、穎娃地域、知覧地域、川辺地域それぞれ 1 件ずつです。

続きまして、5 ページから 161 ページの「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、大阪府○○の○○○○○さん、設定を受ける者は、穎娃町○○の○○○○○さん 他 824 件です。

設定面積は、田 108 筆 83,097 m²、畑 1,602 筆 2,351,788 m² の合計 1,710 筆 2,434,885 m² で、穎娃地域 514 件、知覧地域 260 件、川辺地域 51 件となっております。

なお、158 ページから 161 ページにつきましては、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」の内訳です。先程の内数となりますが、件数が 16 件、設定面積は、畑 30 筆 36,681 m² で、穎娃地域 2 件、知覧地域 14 件となっております。

続きまして、163 ページから最終ページの「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、穎娃町○○の○○○○○さん、設定を受ける者は、穎娃町○○の○○○○○さん 他 112 件です。

設定面積は、田 19 筆 17,946 m²、畑 291 筆 449,549 m² の合計 310 筆 467,495 m² で、穎娃地域 59 件、知覧地域 44 件、川辺地域 10 件となっております。

なお、183 番から最終番につきましては、農地中間管理事業での「使用貸借権利用権設定」の内訳です。先程の内数となります、件数が 24 件、設定面積は、畠 98 畠 154,659 m²で、穎娃地域 2 件、知覧地域 22 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化に関する基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しました。

説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借権利用権設定の番号 416 番については○○委員が、番号 649 番から 665 番と番号 809 番については○○委員が、番号 694 番については○○委員が、また、使用貸借権利用権設定の番号 71 番については○○委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 60 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と賃貸借権利用権設定の番号 416 番、649 番から 665 番、694 番、809 番を除く案件と、使用貸借権利用権設定の番号 71 番を除く案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と賃貸借権利用権設定の番号 416 番、649 番から 665 番、694 番、809 番を除く案件と、使用貸借権利用権設定の番号 71 番を除く案件について、申請どおり適當意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 60 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、○○委員、○○委員、○○委員の退室を求めます。

(○○委員、○○委員、○○委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第60号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する、賃貸借利用権設定の番号416番、649番から665番694番、809番の案件と、使用貸借利用権設定の番号71番の案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第60号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。○○委員、○○委員、○○委員の入室を許可いたします。

(○○委員、○○委員、○○委員 入室)

議 長 ○○委員、○○委員、○○委員に報告いたします。議案第60号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、日程第8 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

池田委員 現在、行っている農地利用遊休地調査について、この図面に書かれているのはいつ時点での内容ですか。それと、次回はこの調査はいつ行われるんですか。

中村主査 今、行って頂いている調査の図面は、昨年の8月に調査した結果を入れており、内容についてはその時点のものです。次回の調査は、来年度の同じ時期に調査を行って頂く予定ですのでよろしくお願ひいたします。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 さきほど、本木下委員の方から○○さんの案件について質問がありましたので御説明申し上げます。

資料 18 ページ上の 4 筆○○は○○○小学校の前あたりになります。○○さんが事業を入れたところは、○○という字でそれよりずっと北東方向になります。そのような位置関係ですので、事業を入れたところではないと思っていますが、再確認して違った場合は改めて報告いたします。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

農政係長 総会の欠席連絡につきましては、葬儀関係が入った時は仕方ありませんが、できましたら、当日でなく 2 ~ 3 日までに連絡をお願いします。

議 長 以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 2 年第 9 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後 2 時 45 分